

リサイクル燃料貯蔵株式会社	
提出日	2022年3月9日
管理表No.	0209-64 改訂00

項目	コメント内容
地震 (第7条)	P6「4.1 評価方針」で選定した対象施設のうち、貯蔵建屋、天井クレーン、搬送台車については、添付書類3 添付5-1P4 第3-1表にあるように、間接支持構造物等、耐震設計の基本方針として既に基準地震動 S_s での評価が定義されている。他の選定設備と異なることから、事業変更許可等との整合を含め記載内容を確認すること。

(回答)

設工認変更申請において、設工認申請書「添付5-1-3 波及的影響に係る基本方針」のP6「4.1 評価方針」及び「添付5-1-3-1 波及的影響を考慮する施設の選定」にて波及的影響のおそれのある施設について選定している。

選定した設備のうち、検査架台、防火シャッター及び中性子線エリアモニタについては、設工認申請書「添付5-1-1 波及的影響をおよぼすおそれのある施設の金属キャスクへの影響評価結果」にて、落下等により金属キャスクと衝突した際の金属キャスクが有する基本的安全機能に影響がないことを確認している。そのため、当該設備については、基準地震動 S_s により定まる地震動に対して耐震設計を行う設備ではないため、設工認申請書「添付5-1 申請設備に係る耐震設計の基本方針」のP4「第3-1表 施設の耐震性評価の考え方」に記載していない。

一方で、「第3-1表 施設の耐震性評価の考え方」に記載の設備については、当該設備の機能喪失により金属キャスクが有する基本的安全機能を損なうおそれがある設備のため、基準地震動 S_s により定まる地震動に対して耐震設計を行う設備として記載している。

なお、事業変更許可申請書においても同様の記載となっており、事業変更許可申請書と設工認変更申請書の比較について別紙にて示す。

以上

比較表

事業変更許可申請書 (添付六 6-1-133)							設工認申請書「添付5-1 申請設備に係る耐震設計の基本方針」(P4, PDF873)							備考	
第1.1-1表 クラス別施設 (主要設備)							第3-1表 施設の耐震性評価の考え方								
分類	主要設備 (注1)		直接支持構造物 (注2)		主要設備や直接支持構造物に対する間接支持構造物 (注3)	主要設備や直接支持構造物との相互影響を考慮すべき設備 (注4)	間接支持構造物や相互影響の評価に用いる地震力	主要設備 (注1)		直接支持構造物 (注2)		主要設備や直接支持構造物に対する間接支持構造物 (注3)	主要設備や直接支持構造物との相互影響を考慮すべき設備 (注4)		間接支持構造物による影響や相互影響を考慮した影響の評価に用いる地震力
	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス				適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス				
基本的な安全機能を確保する上で必要な施設	・金属キャスク	S	・貯蔵架台	S	・貯蔵建屋	・受入れ区域天井クレーン ・搬送台車	基準地震動により定まる地震力	基本的な安全機能を確保する上で必要な施設	・金属キャスク	S	・貯蔵架台	S	・貯蔵建屋		・受入れ区域天井クレーン ・搬送台車
	・受入れ区域天井クレーン	B	・受入れ区域天井クレーンの支持構造物	B	・貯蔵建屋	—	Bクラス施設に適用される静的地震力		・受入れ区域天井クレーン	B	・受入れ区域天井クレーンの支持構造物	B	・貯蔵建屋	—	Bクラス施設に適用される静的地震力
	・搬送台車 ・貯蔵建屋	B B	—	—	—	—	—		・搬送台車 ・貯蔵建屋	B B	—	—	—	—	—
その他の安全機能を有する施設	・仮置架台 ・たて起こし架台 ・検査架台 ・圧縮空気供給設備 ・その他の使用済燃料貯蔵施設 (ただし、上位クラスに分類されるものを除く)	C	・機器、電気計装設備等の支持構造物	C	・貯蔵建屋 ・事務建屋 等	—	Cクラス施設に適用される静的地震力	その他の安全機能を有する施設	・仮置架台 ・たて起こし架台 ・検査架台 ・圧縮空気供給設備 ・蓋間圧力検出器 ・表面温度検出器 ・給排気温度検出器 ・表示・警報装置 ・廃棄物貯蔵室 ・エリアモニタリング設備 ・周辺監視区域境界付近固定モニタリング設備 ・無停電電源装置 ・電源車 ・共用無停電電源装置 ・軽油貯蔵タンク (地下式) ・通信連絡設備 ・消防用設備 ・その他	C	・機器、電気計装設備等の支持構造物	C	・貯蔵建屋 ・事務建屋 等	—	Cクラス施設に適用される静的地震力

- (注1) 主要設備とは、当該機能に直接的に関連する設備をいう。
- (注2) 直接支持構造物とは、主要設備に直接取り付けられる支持構造物、若しくはこれらの設備の荷重を直接的に受ける支持構造物をいう。
- (注3) 間接支持構造物とは、直接支持構造物から伝達される荷重を受ける構造物 (建物、構築物) をいう。
- (注4) 設備相互間の影響を考慮すべき設備とは、下位の耐震クラスに属するものの破損によって上位の分類に属するものに波及的影響を及ぼすおそれのある設備をいう。

- (注1) 主要設備とは、当該機能に直接的に関連する設備をいう。
- (注2) 直接支持構造物とは、主要設備に直接取り付けられる支持構造物、若しくはこれらの設備の荷重を直接的に受ける支持構造物をいう。
- (注3) 間接支持構造物とは、直接支持構造物から伝達される荷重を受ける構造物 (建屋) をいう。
- (注4) 設備相互間の影響を考慮すべき設備とは、下位の耐震クラスに属するものの破損によって上位の分類に属するものに波及的影響を及ぼすおそれのある設備をいう。

設工認申請書において主要設備の耐震Cクラスについて設備の明確化